

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	食事療養標準負担額減額の認定及び認定証の交付	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第26条の3	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	<p>食事療養標準負担額減額認定の申請・認定証の交付 国民健康保険法施行規則 第26条の3</p> <p>1 食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、食事療養標準負担額減額認定申請書に、次に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 世帯主又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日 (2) 認定を受けようとする被保険者の入院期間 (3) 令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「減額認定世帯員」という。)の全てが、前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者である旨 (4) 被保険者の記号番号</p> <p>2 前項の申請に基づき、認定を行ったときは、保険者は、様式第1号の6による食事療養標準負担額減額認定証を、同項の認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主に有効期限を定めて交付しなければならない。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成27年 1月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即日</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額
 平成8年8月16日 厚生省告示 第203号
 最終改正平成20年3月31日 厚生労働省告示 第221号
 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の区分に応じ、それぞれ
 同表に掲げる額とする。なお、1日の食事療養標準負担額は、3食に
 相当する額を限度とする。

食事療養標準負担額

市民税	所得区分		食費(1食)
課税	一般		260円
非課税	70歳未満:区分才	過去1年間の入院が90日以内	210円
	70歳以上:区分Ⅱ	過去1年間の入院が91日以上	160円
	70歳以上:区分Ⅰ		100円

審査基準

基準